

第 5 回 奈井江町まちづくり町民委員会 議事録（要旨）

【日 時】 平成 22 年 2 月 16 日（水）午後 6：00～午後 7 時 30 分

【場 所】 役場（大会議室）

【出席者】 委員～8 名（欠席 7 名） 町～9 名

委員	中野忠雄	○	遠藤共子	×	廣部健二	○	須崎正寿	○	山口俊哉	○
	鈴木孝一	×	岡本克也	×	原口 篤	×	山 節子	○	小田桐 實	×
	小澤達司	○	森本由利江	○	佐々木勝幸	×	明石伸子	×	岩口直樹	○
町	北町長、三本副町長、南課長 事務局：碓井課長、石川主幹、相澤係長、遠藤主事 都築主事 木村主事									

1. 開会 （碓井課長）

2. 委員長あいさつ（中野委員長）以下、中野委員長進行

3. 町政運営等に関する主な動向について （北町長）

- ・除排雪について
- ・まちづくり実施計画の変更点
- ・フィンランドでの地方自治セミナー のことなどについて説明

4. 議題

(1) 奈井江町 第 5 期まちづくり計画 後期実施計画について

相沢係長より、議会に提出した基本計画書と実施計画書について報告

○質疑、意見交換

（委員）

広報紙にパブリック・コメントの募集ということで、「町の何箇所かに資料を置いて、意見を募集しています」とあり、それを見て思うことは、改定前と後のものが対照できる資料が委員に届いていますが、町民にもその資料を出した方が良かったのではと思います。変わっていく所が要約されて出ていますので、全部の資料を見ていただくのは難しくても対照表でわかるので、それも町民に見ていただいたら良かったかと思います。

（委員長）

消防新設庁舎の立地場所の進捗状況は、どのようになっていますか。

（まちづくり課長）

平成 20 年度から、奈井江と浦臼の消防が仮統合ということで、奈井江町にある庁舎を利用しています。また、浦臼町とは、「21 年度末までに新たに建設する場所と建設年度を決めましょう」となっています。

候補地は、人口の関係だとか様々な問題から、奈井江町の方に建てようという形で、また浦臼町内でも浸透されてきたということで、3 月の議会に向けて、奈井江 1 ヶ所に絞る為に各町での説明なり段取りなりを踏んでやっていこうとなっていますが、奈井江町に建設することになりますと感情論もありますし、浦臼町民にまずは納得してもらおうということ

が、我々奈井江町にとっても大事なことだろうと思っています。それで今、浦臼町とも 3 月の議会に向けて手続きをしたいと協議を進めています。浦臼町としては、学校の建設も考えているということで、財政計画上、早い段階では難しいという浦臼町のご意見もあり、ここに示しているとおりの、25 年度に設計をして、26 年度に建設をしましょうと内々協議を進めています。

今の段階では公表できないのですが、順調に協議が進んでいるということで、ご理解を頂きたいと思っております。

(委員)

「商業の活性化を推進します」とありますが、お金で補助をしますとかは分かりますが、実施項目にある「商工会と連携しながら、町民にきめ細やかなサービスを提供する商店街づくりを推進します」となると…、具体的にはなかなか決まっていなと思います。これから施策を考えて実施していく方向に向けていくということですね。例えば、観光協会でパンフレットを作るとカラー印刷なので、結構なお金が掛ってくると思うのですが、道の駅に置いたりしていますが、なかなか効果がない。その辺についても、町からアドバイスや資金的なものかもしれませんが、そういったことの提案をしていくということなのですか。

(副町長)

まさにこれから、という訳ではなくて、商工会と手を取り合って進めており、かねてから町政の中で、商工会の皆さんに色々な発想をしていただいて、それをバックアップしていきたいということで進めて参りました。より進めるための政策予算として、21 年度は 20 万円の予算で商工会の皆さんに研修を受けていただいています。その後も、交付金事業等で、その研究や研修を進めて下さいということをお願いをしています。

商工会の中で、プロジェクトチームを 5 日に立ち上げたとお聞きしています。

観光資源にどれだけ他の町の人から認知されるかというのは難しい問題があるかもしれませんが、人口減少の中で交流人口だとかを増やして、活性化に繋げていけないかということも含めて、商工会として研究を進める取り組みを始めたと伺っていますから、町でやることにも限界はありますが、そこに任せきりにするのではなく、町の担当部局も一緒に意見をぶつけ合いながら、具体化する時点で金銭的なものやマンパワー、お互いの知恵を出し合うなど、そんな形で進めていくことを確認している状況です。漠然とした表現にしみませんが、町としても推進をさせていただきたいということです。

(委員)

実はその 12 月 5 日の会議に出席していたのですが、20 万円の補助を貰って、商工会の皆さんが研修に行かれ、皆良い意見を述べておられました。葬儀のことや 1 枚もののマップに商店、飲食店を紹介し、奈井江町に転居した方に買い物やご飯を食べる所を一目で分かるものを作りたいとしていているが、お金がかかる。他に駅前広場の活性化や道の駅が寂しくなっているのでは、町外の人も呼べるような観光資源になるようなものを置いたりする形で、活性化できればという取り組みの最中なので、町の方も入って頂けるとなれば、良い方向に行けるのではないかと感じます。

(2) 乳幼児等医療給付事業の拡大について

おもいやり課長より改正の概要について説明

○質疑、意見交換

(委員)

それぞれ所得制限がありますが、各事業の所得制限の枠は、バラバラなんですか。

それと所得制限の枠を少し緩めるような考えは、ないのでしょうか。

(おもいやり課長)

まず、乳幼児医療費についてですが、児童手当という制度があって、これも所得制限があり高額所得の方は貰えないのですが、その所得制限額を使っており、扶養家族の人数によって変わります。例えば、扶養家族が一人の家庭では、所得で 570 万円。サラリーマンでしたら、給与所得控除などがありますので、収入金額に換算しますと 767 万円ということになり、高収入の家庭になると思います。また、扶養家族が二人になると収入額が 809 万円という所得基準になっています。

ひとり親家庭の医療給付事業については、これと違いまして、児童扶養手当制度の所得制限を用いています。この制度の所得基準は、扶養家族が一人でしたら所得 274 万円で、収入換算すると 410 万円。これも扶養家族が一人増えるごとに上がっていきます。

重度心身障害者医療費については、所得 654 万円、収入に換算すると 860 万円です。

さて、所得制限基準の緩和についてですが、今のところ、据え置きと考えております。

(委員)

ひとり親の定義ですが、子どもが 18 歳で高校を卒業したら、父親または母親も対象から外れるということですか。

(おもいやり課長)

そうです。

(委員)

医療給付事業の人数は、申請して貰っている人の数ですか？ 町から、対象者には全部、交付しているのですか。

(おもいやり課長)

申請していただいて、所得調査をして、枠内でしたら受給者証を交付しています。

(委員)

本来なら申請して通る方が、知らないでいるということはないですか？

(おもいやり課長)

申請して、初めて担当でも所得調査ができるので、いるかもしれませんが、広報等で PR はしています。例えば、小学生では入院しか対象にならないですが、そのことについてのお知らせは、時々しています。

(委員)

財政上では、大丈夫ですか。

(町長)

先ほど、まちづくり計画の説明でもありましたが、財政計画も健全ですので大丈夫です。

(委員長)

それでは、この議題については、この案で可決ということで、よろしかったでしょうか。

(全員)

異議なし

(3) その他

(委員)

高齢者の運転免許証の自主返納者にタクシーチケットを出している町もあるようですが、奈井江町ではどうですか。

(町長)

内部で協議して検討してみます。

(閉会)